

令和2年1月

お客さま各位

東春信用金庫

『未利用口座管理手数料』の新設のご案内

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、令和2年4月1日（水）以降に新規開設をいただく普通預金口座に対して、「未利用口座管理手数料」を導入させていただくことと致しました。

本手数料は、令和2年4月1日以降に開設されて、未利用の状態となった普通預金口座（総合口座を含む）に対して、「年間1,200円（消費税別）」の管理コストをご負担いただくものであり、常時の入出金や口座振替等でご利用いただいているお客さまの普通預金口座が対象となることはありません。

本手数料の対象となる普通預金口座は下記①～⑤の条件の全てを満たす口座となります。

- ① 令和2年4月1日（水）以降に開設いただいた普通預金口座。
- ② 最後のお預入れまたは払戻しのご利用から2年以上、一度もご利用が無い普通預金口座。
- ③ 対象の普通預金口座の残高が1万円未満である場合。
- ④ 同一支店にて他にお預り金融資産（定期性預金・国債・投資信託等）のお取引がない場合。
- ⑤ 同一支店にて、お借入れがない場合。

※ 盗難・紛失等によりご利用が停止となっている口座、スマホ口座も対象となります。

《未利用口座管理手数料のご案内について》

本手数料の対象となるお客様に対しては、事前に文書にて「ご案内」を当庫にお届の住所に送付させていただきます。（「ご案内」が到着しなかった場合でも、通常到着したものとみなします。）ご案内後、一定期間（約3ヶ月）経過後もお取引が無い場合は、未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

《口座の自動解約について》

残高不足により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部とさせていただき、口座を解約させていただきます。なお、ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用には応じかねます。

本手数料は、令和2年3月31日現在において、既に開設いただいている口座は対象外となります。

ご不明な点につきましては、お取引店までお問い合わせください。